

# 大石田町国土強靭化地域計画

令和3年3月

大石田町



## 【目 次】

<b>I はじめに</b>	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
<b>II 基本的な考え方</b>	
1 大石田町における国土強靭化の理念	2
2 目指すべき将来の地域の姿	2
3 基本目標	2
4 強靭化を推進する上での基本的な方針	2
5 想定される大規模自然災害（本計画の対象）	3
<b>III 脆弱性評価</b>	
1 脆弱性評価の考え方	4
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	4
3 評価の実施手順	6
4 評価の結果	6
<b>IV 強靭化に向けた施策推進方針</b>	
1 施策推進方針の整理	7
2 政策分野ごとの施策推進方針	7
(1) 行政機能（消防含む）	8
(2) 危機管理	10
(3) 建築住宅	13
(4) 交通基盤	14
(5) 国土保全	15
(6) 保健医療・福祉	17
(7) ライフライン・情報通信	18
(8) 産業経済	19
(9) 農林水産	20
(10) 環境	21
(11) リスクコミュニケーション	22
<b>V 計画の推進</b>	
1 計画の進捗管理	24
2 計画の見直し	24

【別表1】脆弱性評価結果	別-1
【別表2】リスクシナリオ毎の施策推進方針	別-17
【別表3】個別事業一覧	別-33

## I はじめに

### 1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が制定された。

国においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

山形県においても、基本計画を踏まえ、「強靱な県土づくり」を推進するため、平成28年3月に「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を策定し、強靱な県土づくりを推進している。

本町においても、想定される大規模自然災害等から町民の生命と財産を守り、事前防災及び減災等に向けた施策を総合的・計画的に推進するための指針となる「大石田町国土強靱化地域計画」を策定する。

### 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、強靱化に係る各種計画等の指針となる。

### 3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、概ね5年間とする。

## II 基本的な考え方

### 1 大石田町における国土強靭化の理念

本町の強靭化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずして最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

### 2 目指すべき将来の地域の姿

「美しい自然と共生し、安心して暮らせる あたたかいまち」

### 3 基本目標

本町における強靭化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- 人命の保護が最大限図られる。
- 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる。
- 迅速な復旧・復興が進められる。

### 4 強靭化を推進するまでの基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する大規模自然災害等に備えた町の強靭化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

#### (1) 強靭化の取組姿勢

- ・本町の強靭性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組にあたる。
- ・長期的な視点を持って計画的な取組にあたる。
- ・社会経済システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

#### (2) 適切な施策の組合せ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、関係自治体、町民、民間事業者、NPOなど関係者相互の連携により取組を進める。
- ・非常時に防災・減災等の効果を發揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

#### (3) 効率的な施策の推進

- ・町民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ・既存の社会资本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を

推進する。

- ・民間資金・活力を導入した取組を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理を推進する。

#### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・高い高齢化率、全国有数の豪雪地域であることなど、本町の特性に応じた取組を進めます。

#### (5) 国及び県の強靭化への貢献

- ・国土強靭化を実効あるものとするため、国及び県の取組との連携を図る。

### 5 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、町外における大規模自然災害についても、国土及び県土の強靭化に貢献する観点から対象に含めるものとする。

#### 【想定される自然災害】

町内/ 町外	自然災害の種類		想定する規模等
町内	大規模地震	内陸型	M 7～8 程度、最大震度 7 程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生
	台風・梅雨前線等 豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的大雨による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
		大規模土砂灾害	記録的大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等
		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的大暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
	複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等
	大規模地震・津波		M7.7～7.8 程度、津波最高水位 16.3m、建物被害、人的被害が多数発生
町外	火山噴火		常時観測火山（鳥海山、蔵王山、吾妻山）の大規模噴火を想定。例えば、噴石の飛散や火碎流の発生、火山灰の降灰などに伴う人的・物的被害等

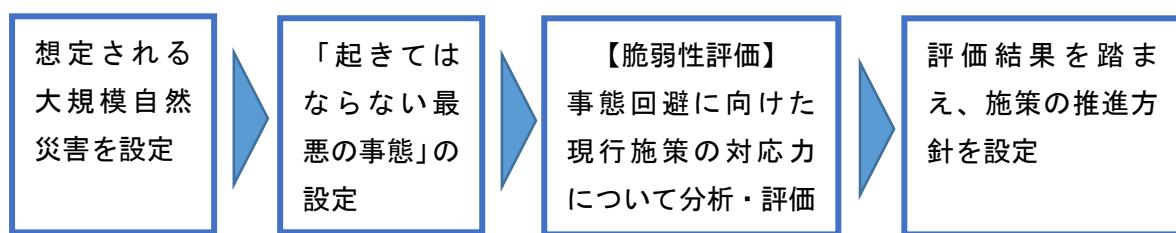
### III 脆弱性評価

#### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、国土強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

##### ○脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



#### 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画や県計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、本町の地域特性に応じて項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と、31の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	1-1	地震等による建物・交通施設等（1-2 の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による広域的な市街地等の浸水
	1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	町内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な通信機能は確保する。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞
	5-2	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない。	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-4	原子力発電所の事故による放射性物質の放出
	7-5	風評被害等による地域経済活動等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### **3 評価の実施手順**

設定した3.1の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など町以外が取組主体となるものを含む。）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

評価にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

### **4 評価の結果**

評価結果は、別表1のとおりである。

## IV 強靭化に向けた施策推進方針

### 1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを県が設定した11の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

#### ○施策分野

- (1) 行政機能（消防含む。）、(2) 危機管理、(3) 建築住宅、
- (4) 交通基盤、(5) 国土保全、(6) 保健医療・福祉、
- (7) ライフライン・情報通信、(8) 産業経済、(9) 農林水産、
- (10) 環境、(11) リスクコミュニケーション

### 2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の11の施策分野ごとの施策推進方針は以下に示すとおりである。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係があることから、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

#### ※各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について

- ( ) 内には、当該施策に関する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
- [ ] 内には、当該施策の取組主体（国、県、町、民間の4区分）を記載
- 《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載

## (1) 行政機能（消防含む。）

＜行政機能＞

### ■庁舎等の耐震化・維持管理等の推進 (1-2、3-1) [町] 《建築住宅》

- ・役場庁舎等の「新耐震基準」により建築された公共施設については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行っていく。
- ・歴史民俗資料館等、「新耐震基準」以前に建築された公共施設については、「建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震改修を促進する。

### ■被害発生危険度の高い地域に立地する公共施設対策の推進 (1-2) [町]

- ・災害発生の危険性が高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

### ■避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進 (1-1) [町] 《危機管理》

- ・災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定並びに指定避難所について施設整備を行う。
- ・避難所の機能強化のため、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組を促進する。

### ■公共施設の維持と最低限の居住環境の確保 (1-2、2-1、3-1、8-3) [町] 《危機管理》《建築住宅》《ライフ・情報》《リスクコミ》

- ・町が保有する施設の適正な管理を行うとともに、地域の交流・共助拠点を確保する。

### ■業務継続に必要な体制の整備 (3-1) [町] 《危機管理》

- ・地震等の大規模災害発生時に、「大石田町地域防災計画」に基づく応急対応業務や、復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時に必要とされる通常業務を維持するため、「大石田町業務継続計画」を策定し、業務継続に必要な体制を整備する。

### ■IT部門における業務継続体制の整備 (3-1) [町] 《ライフ・情報》

- ・非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- ・各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線の断線による不通のリスクを減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進める。
- ・災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

### ■緊急車両に供給する燃料の確保 (2-4、3-1) [町、民間] 《危機管理》

- ・優先的に供給する緊急車両や具体的な供給方法を平時から確認することにより、災害時における救助・救急等にあたる緊急車両等への燃料供給の確保を図る。

### ■災害時における行政機関相互の通信手段の確保 (1-6、3-1、4-1) [県、町] 《危機管理》

- ・大地震などの大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合に備え、行政機関相互の通信手段を確保する体制整備を進める。

### ■災害情報伝達手段の確保 (4-2) [国、県、町、民間]《危機管理》

- ・テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※Lアラート…災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

### ■災害時における町民への情報伝達の強化 (1-6、4-2) [町]《危機管理》

- ・災害時に、町民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムの整備を推進する。

### ■都市防災施設の整備の促進 (1-1) [県、町]

- ・防災拠点施設の整備を推進し、地域における防災機能を強化する。

## <広域連携>

### ■大規模災害時における広域連携の推進 (3-1) [県、町、民間]《危機管理》

- ・大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定を締結している4自治体（尾花沢市、宮城県大崎市、同加美町、同涌谷町）との間で、通常時より情報共有を図るなど、災害時に備えて連携体制を強化する。
- ・上記4自治体以外の市町等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。

### ■支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備 (2-1) [県、町、民間]《危機管理》

- ・大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

## <消防>

### ■消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進 (2-3) [町]

- ・老朽化した消防団ポンプ庫について、順次建替え等の更新を進める。

### ■大規模災害時の消防力の確保 (2-3) [県、町]

- ・大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、消防ポンプの配備を順次進めること。

## 《目標指標》

- ・業務継続計画 →策定 (R4)
- ・都市計画マスターplan →更新 (R4)
- ・公共施設等総合管理計画 →更新 (R3)
- ・立地適正化計画 →策定 (R4)
- ・情報一斉配信システム →整備 (R3)

- ・消防団ポンプ庫の更新 18 施設 (R2) →29 施設 (R13)
- ・消防ポンプの配備 19 台 (R2) →27 台 (R6)

## (2) 危機管理

### <洪水対策>

#### ■防災ハザードマップの周知 (1-3) [国、県、町]

- ・洪水浸水想定区域を掲載している「大石田町防災マップ」について、河川管理者等と連携して掲載情報等の充実を図り、より一層の町民への周知と活用を図る。

#### ■避難勧告等の具体的な発令基準の策定 (1-3) [町]

- ・地域防災計画の更新に伴い、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を定める。

#### ■迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化 (1-3、1-6) [国、県、町]《国土保全》

- ・豪雨発生の際などに、避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等が発信される「河川砂防情報システム」等を活用し、町民への周知強化等を図る。

#### ■タイムラインの運用 (1-3) [町]

- ・災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、るべき防災対策を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の作成・運用により、被害の最小化を図る。

#### ■町所有排水ポンプの能力強化 (1-3) [町]

- ・移動可能でかつ電源施設がない箇所でも使用できるガソリンエンジン式の6インチポンプを購入し、内水の排水を促す。

### <土砂災害対策>

#### ■土砂災害に対する警戒避難体制の整備 (1-4) [県、町]《国土保全》

- ・防災ハザードマップの土砂ハザード情報を引き続き周知し、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制を整備する。

#### ■土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定及び運用 (1-4) [町]《国土保全》

- ・地域防災計画の更新に伴い、土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を定める。

#### ■ため池の耐震化・ハザードマップの周知 (7-1) [県、町]《農林水産》

- ・ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。
- ・決壊すると多大な影響を与えるため池については、町民の避難に資する「ため池ハザードマップ」を周知する。

### <情報伝達機能>

#### ■災害時における行政機関相互の通信手段の確保 (1-6、3-1、4-1) [県、町]《行政機能》

- ・大地震などの大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合に備え、行政機関相互の通信手段を確保する体制整備を進める。

**■災害情報伝達手段の確保 (4-2) [国、県、町、民間]《行政機能》**

- ・テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※Lアラート…災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

**■災害時における町民への情報伝達の強化 (1-6、4-2) [町]《行政機能》**

- ・災害時に、町民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムの整備を推進する。

**■土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備 (7-1) [国、県、町]《国土保全》**

- ・融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を町民等に迅速に周知するための体制を整備する。

**<応急・復旧対策>**

**■業務継続に必要な体制の整備 (3-1) [町]《行政機能》**

- ・地震等の大規模災害発生時に、「大石田町地域防災計画」に基づく応急対応業務や、復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時に必要とされる通常業務を維持するため、「大石田町業務継続計画」を策定し、業務継続に必要な体制を整備する。

**■大規模災害時における広域連携の推進 (3-1) [県、町、民間]《行政機能》**

- ・大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定を締結している4自治体(尾花沢市、宮城県大崎市、同加美町、同涌谷町)との間で、通常時より情報共有を図るなど、災害時に備えて連携体制を強化する。
- ・上記4自治体以外の市町等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。

**■孤立危険性のある集落との通信手段の確保 (2-2) [県、町]**

- ・孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて非常用通信設備の整備を図る。

**■自衛隊・警察との連携強化 (2-3) [国、県、町]**

- ・災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

**■緊急車両に供給する燃料の確保 (2-4、3-1) [町、民間]《行政機能》**

- ・優先的に供給する緊急車両や具体的な供給方法を平時から確認することにより、災害時における救助・救急等にあたる緊急車両等への燃料供給の確保を図る。

**■支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備 (2-1) [県、町、民間]《行政機能》**

- ・大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

#### ■災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備 (2-1) [県、町、民間]《リスクコミ》

- ・ボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、大石田町社会福祉協議会との連携により、ボランティアの受入れ体制の整備に向けた取組を促進する。

#### ■豪雪災害時の災害救助法適用 (1-5) [町]

- ・豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

#### ■被災者生活再建支援制度の拡充 (8-3) [国、県、町]

- ・大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、県との連携により一層の拡充に向けた取組を進める。

### <地域防災力>

#### ■地域コミュニティの維持 (8-3) [県、町、民間]

- ・大規模災害時にお互いが支えあう「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、町民が主体となった地域課題解決に向けた取組の支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組を通して、平時から町民が互いに助け合う関係の維持や深化を図る。

#### ■自主防災組織の育成強化 (1-6、2-3、4-2、8-3) [町]

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧復興を果たすためには、町民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織の組織化と強化を支援する。

#### ■避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進 (1-1) [県、町]《行政機能》

- ・災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定並びに指定避難所について施設整備を行う。
- ・避難所の機能強化のため、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組を促進する。

#### ■食料等の備蓄 (2-1、5-3) [県、町、民間]《リスクコミ》

- ・家庭における備蓄について、町報、ホームページ等で、町民に3日分の食料と飲料水の備蓄を引き続き周知していく。
- ・町においては、ローリングストック方式による備蓄を行う。

#### ■公共施設の維持と最低限の居住環境の確保 (1-2、2-1、3-1、8-3) [町]《行政機能》《建築住宅》《ライフ・情報》《リスクコミ》

- ・町が保有する施設の適正な管理を行うとともに、地域の交流・共助拠点を確保する。

### 《目標指標》

- ・防災ハザードマップ →更新 (R3)

- ・地域防災計画 →更新 (R2)
- ・洪水避難タイムライン →作成 (R2)
- ・ガソリンエンジン式ポンプ購入 1台 (R2) →5台 (R7)
- ・情報一斉配信システム →整備 (R3)
- ・業務継続計画 →策定 (R4)
- ・非常用通信設備 →更新 (R7)
- ・自主防災組織率 97% (R2) →100% (R7)
- ・各種防災マニュアル →更新 (R3～)
- ・町防災訓練 →毎年実施

### (3) 建築住宅

<施設・建築物等の耐震化・老朽化対策>

**■庁舎等の耐震化・維持管理等の推進 (1-2、3-1) [町] 《行政機能》**

- ・役場庁舎等の「新耐震基準」により建築された公共施設については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行っていく。
- ・歴史民俗資料館等、「新耐震基準」以前に建築された公共施設については、「建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震改修を促進する。

**■住宅・建築物等の耐震化の促進 (1-1) [国、県、町、民間]**

- ・町内の住宅やその他の建築物等について、国・県の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。

**■不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化・老朽化対策の促進 (1-2) [町、民間]**

- ・不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組を進める。
- ・長寿命化計画を策定し、それに基づき管理コストの平準化を図る。

**■町営住宅の老朽化対策の促進 (1-1) [町]**

- ・町営住宅について、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的なストック管理（修繕、建替え等）を行う。

**■学校施設の維持管理等の推進 (1-2) [町]**

- ・町立小・中学校について、暖房機の更新、ベランダ等の修繕、外壁や屋根の塗装、清掃などの維持管理を行う。

**■公共施設の維持と最低限の居住環境の確保 (1-2、2-1、3-1、8-3) [町] 《行政機能》《危機管理》《ライフ・情報》《リスクコミ》**

- ・町が保有する施設の適正な管理を行うとともに、地域の交流・共助拠点を確保する。

**■緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進 (1-2) [国、県、町]**

- ・救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時における避難や救助を円滑かつ迅速に行うために、沿道建築物の耐震化を促進する。

## <その他対策>

### ■空き家対策の推進 (1-1) [県、町]

- ・大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、所有者への働きかけや空き家の利活用に向けた支援等、総合的な空き家対策を推進する。
- ・空き家バンクの活用により、空き家の解消を図る。

### ■家具や事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進 (1-1、1-2) [県、町]

- ・大規模地震発生時に、住宅の家具転倒や、事務所執務室の書棚、店舗の陳列棚等の店頭による人的被害を防止するため、町民や事務所等に対する啓発活動の充実など、転倒防止対策を推進する。

## 《目標指標》

- ・空家等対策計画 →見直し (R3)
- ・空き家の活用・除却 →活用 2 棟・除却 15 棟 (R6まで累計実績)
- ・公営住宅長寿命化計画 →見直し (R3)
- ・建築物耐震改修促進計画 →更新 (R7)
- ・住宅耐震化率 62% (H27) →95% (R7)
- ・公共施設等総合管理計画 →更新 (R3)

## (4) 交通基盤

## <道路関係防災対策>

### ■緊急輸送道路等の整備・確保 (1-1、2-1、2-5、8-4) [国、県、町]

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国・県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、適正な維持管理を図って安全性を確保する。

### ■道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進 (5-2、6-4) [国、県、町]

- ・道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- ・橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

### ■孤立集落アクセスルートの確保 (2-2) [国、県、町]

- ・被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する。

### ■路線バス等地域公共交通の確保 (6-4) [県、町、民間]

- ・災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うな

ど臨機応変な運行を行う。

- ・地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

### <豪雪対策>

#### ■暴風雪時における的確な道路管理の推進 (1-5) [国、県、町]

- ・暴風雪時において、「豪雪対策本部」を設置し、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施する。
- ・災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早急に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築を図る。

#### ■道路の防雪施設の整備 (1-5) [国、県、町]

- ・各道路管理者（国、県、町）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

#### ■道路の除雪体制等の確保 (1-5) [国、県、町]

- ・安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

### 《目標指標》

- ・橋梁長寿命化修繕計画 →更新 (R5)
- ・橋梁点検率 (30 橋) 100% (R1) →100% (R7)
- ・孤立危険性のある集落 2 地区 (R2) →0 地区 (R7)
- ・公共交通バス路線 1 路線 (R2) →1 路線 (R7)
- ・道路除排雪計画 → 毎年更新
- ・道路用除雪機械 18 台 (R2) → 18 台 (R7)
- ・流雪溝整備地区 30 地区 (R2) →31 地区 (R7)

### (5) 国土保全

### <洪水・土砂災害対策>

#### ■農地・農業用施設等の保全管理の推進 (7-3) [県、町、民間] 《農林水産》

- ・農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により發揮されることから、農家や地域住民が共同で行う農地、農業用施設等の保全管理等の取組を推進し、農地の荒廃等を防止する。
- ・大石田町鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止対策を行う。
- ・農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に農用地等を維持管理していく取組を推進し、農地の荒廃等を防止する。

### ■治水対策の推進 (1-3) [国、県、町]

- ・近年、気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が急増しているため、国・県と連携し、河川改修や浚渫作業など、治水効果の早期発現を図る。

### ■河川管理施設の維持管理 (1-3) [国、県、町]

- ・水門・樋門等の河川管理施設について、計画的に補修・更新・改良を促進する。
- ・河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにする。

### ■都市部における内水浸水対策の促進 (1-3) [国、県、町]

- ・いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、内水処理施設の整備を促進する。

### ■砂防施設の整備・維持管理の推進 (1-4、7-1) [県、町]

- ・土砂災害から生命と財産を守るために砂防施設の整備について、県と連携し、災害発生箇所の災害防止対策及び避難所の保全対策などを重点的に推進する。
- ・県と連携し、砂防施設未整備区間の整備及び維持管理を推進する。

### ■土砂災害に対する警戒避難体制の整備 (1-4) [県、町] 《危機管理》

- ・防災ハザードマップの土砂ハザード情報を引き続き周知し、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制を整備する。

### ■土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定及び運用 (1-4) [町] 《危機管理》

- ・地域防災計画の更新に伴い、土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を定める。

### ■迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化 (1-3、1-6) [国、県、町] 《危機管理》

- ・豪雨発生の際に、避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等が発信される「河川砂防情報システム」等を活用し、市民への周知強化等を図る。

### ■土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備 (7-1) [国、県、町] 《危機管理》

- ・融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を市民等に迅速に周知するための体制を整備する。

### ■農村地域の防災減災対策の実施 (1-1) [国、県、町]

- ・安定的な農業経営や安全安心な農村生活を実現するため、農村地域における総合的な防災減災対策を行う。

### ■協働による里山の保全 (1-4) [町、民間]

- ・里山等の植生保護により保水機能を維持し、土砂災害の発生を抑止するため、NPO等の団体と協働して里山等の維持管理を推進する。

## <復旧復興対策>

### (迅速な復興に資する地籍調査の推進) (8-4) [県、町]

- ・土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであり、未実施箇所については、必要に応じて実施する。

### 《目標指標》

- ・遊休農地面積 22ha (R2) →10ha (R7)
- ・防災ハザードマップ →更新 (R3)

## (6) 保健医療・福祉

### <医療機関等の非常時対策>

#### ■医療機関での非常時対応体制の維持 (2-4) [町、民間]

- ・災害発生時における医療施設内での医療活動が継続できるよう、町内医療機関との協力体制の強化及び日本赤十字社との連携を図る。

#### ■社会福祉施設等における食料等の備蓄体制 (2-5) [県、町、民間]

- ・高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄体制を構築する。

#### ■災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備 (2-5) [県、町、民間]

- ・各社会福祉施設の防災対策について、定期的な実地指導等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。
- ・避難訓練等、防災対策の強化と連携を図る。

### <各種医療支援>

#### ■ドクターへリの活用による救急医療体制の充実 (2-5) [県、町]

- ・災害時を含め、ドクターへリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、ランデブーポイントを冬季間でも安全に確保する体制を整備・維持する。

### <防疫対策>

#### ■防疫対策の推進 (2-6) [国、県、町]

- ・平時から、災害発生時における速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、インフルエンザ等感染症予防対策の強化及び予防接種受診率の向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- ・避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。

### 《目標指標》

- ・ドクターへリ発着場 11箇所 (R2) →11箇所 (R7)
- ・インフルエンザ予防接種受診率 50% (R1) →60% (R5)
- ・新型インフルエンザ等行動計画 → R2 更新

## (7) ライフライン・情報通信

### <エネルギー>

#### ■再生可能エネルギーの導入拡大 (6-1) [国、県、町、民間]《産業経済》《環境》

- ・エネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入を景観保持等に配慮しながら検討する。また災害リスクにも対応するため、家庭、公共施設への再生可能エネルギー設備導入を促進する。
- ・太陽光発電設備及び木質バイオマス燃焼機器設備の設置者に対する設置費用を補助し、再生可能エネルギー設備の導入を促進する。また、前記以外の再生可能エネルギー設備設置費用補助についても推進する。

### <上水道>

#### ■上水道施設の長寿命化対策の推進 (2-1、6-2) [町]

- ・施設の長寿命化対策の推進、非常用電源の確保を進める。
- ・浸水対策を推進し、断水被害を抑制する。

#### ■簡易水道施設の耐震化・老朽化及び停電対策の推進 (2-1、6-2) [町]

- ・施設の耐震化及び老朽化対策、老朽管の更新と併せ、非常用電源の確保を進める。

#### ■事業継続計画（B C P）策定、応急給水体制などの整備 (2-1、6-2) [県、町、民間]

- ・災害時の事業継続計画（B C P）策定、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

### <下水道等>

#### ■下水道施設の長寿命化対策の推進 (6-3) [県、町]

- ・施設の長寿命化対策の推進、非常用電源の確保を進める。

#### ■農業集落排水施設の耐震化・老朽化対策等の推進 (6-3) [県、町]《農林水産》

- ・長寿命化計画を含む最適整備構想に基づき、耐震化等の対策を実施する。

#### ■事業継続計画（B C P）策定、長寿命化対策等の推進 (6-3) [県、町]

- ・災害時の事業継続計画（B C P）の策定、施設の長寿命化計画の策定を推進し、長寿命化対策を着実に進める。

#### ■合併処理浄化槽への転換促進 (6-3) [県、町、民間]《環境》

- ・単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

### <情報通信>

#### ■情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備 (4-1) [民間]

- ・災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用通信設備の整備を

促進する。

■ I T 部門における業務継続体制の整備 (3-1) [町] 《行政機能》

- ・非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの I C T—B C P (情報システムの業務継続計画) を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、I C T—B C P の実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- ・各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線の断線による不通のリスクを減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進める。
- ・災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

<その他対策>

■公共施設の維持と最低限の居住環境の確保 (1-2、2-1、3-1、8-3) [町] 《行政機能》《危機管理》《建築住宅》《リスクコミ》

- ・町が保有する施設の適正な管理を行うとともに、地域の交流・共助拠点を確保する。

«目標指標»

- ・再生利用可能エネルギー施設設置者への補助 →3 件 (R3~)
- ・上水道管路耐震化率 26% (R2) →34% (R20)
- ・簡易水道管路耐震化率 0% (R2) →5% (R7)
- ・農業集落排水管路耐震化率 0% (R2) →5% (R7)

(8) 産業経済

<企業活動>

■企業の事業継続計画 (B C P) の策定促進 (5-1) [県、町、民間]

- ・災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中止を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるB C P策定を促進する。

<エネルギー>

■再生可能エネルギーの導入拡大 (6-1) [国、県、町、民間] 《ライフ・情報》《環境》

- ・エネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入を景観保持等に配慮しながら検討する。また災害リスクにも対応するため、家庭、公共施設への再生可能エネルギー設備導入を促進する。
- ・太陽光発電設備及び木質バイオマス燃焼機器設備の設置者に対する設置費用を補助し、

再生可能エネルギー設備の導入を促進する。また、前記以外の再生可能エネルギー設備設置費用補助についても推進する。

#### <風評被害防止>

##### ■風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信 (7-5) [県、町、民間]

- ・災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等と連携する。

#### 《目標指標》

- ・町内企業のBCP策定促進件数 0件/年 (R2) →2件/年 (R7)
- ・再生利用可能エネルギー施設設置者への補助 →3件 (R3~)

## (9) 農林水産

#### <食料供給>

##### ■食料生産基盤の整備 (5-3) [県、町、民間]

- ・災害が発生しても安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。
- ・農地を維持していくため、担い手づくり等を支援する。

#### <農林施設の耐震化・老朽化対策>

##### ■農地・農業用施設等の保全管理の推進 (7-3) [県、町、民間] 《国土保全》

- ・農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により發揮されることから、農家や地域住民が共同で行う農地、農業用施設等の保全管理等の取組を推進し、農地の荒廃等を防止する。
- ・大石田町鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止対策を行う。
- ・農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に農用地等を維持管理していく取組を推進し、農地の荒廃等を防止する。

##### ■農林道施設の耐震化・長寿命化対策の推進 (5-2、6-4) [国、県、町]

- ・農林道として管理している橋梁等について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

##### ■農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進 (6-2) [県、町、民間]

- ・基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を促進する。

##### ■農業集落排水施設の耐震化・老朽化対策等の推進 (6-3) [県、町]

- ・長寿命化計画を含む最適整備構想に基づき、耐震化等の対策を実施する。

### ■ため池の耐震化・ハザードマップの周知 (7-1) [県、町、民間]

- ・ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。
- ・決壊すると多大な影響を与えるため池については、町民の避難に資する「ため池ハザードマップ」を周知する。

### ■治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進 (1-4、2-2、6-4、7-1、7-3) [県、町]

- ・治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

#### 《目標指標》

- ・遊休農地面積 22ha (R2) →10ha (R7)
- ・ため池の耐震化率 25% (R2) →50% (R7)
- ・ため池ハザードマップ作成 50% (R2) →100% (R7)

### (10) 環境

#### <有害物質・危険物対策>

##### ■有害物質の拡散・流出防止対策の推進 (7-2) [県、町、民間]

- ・有害物質等の公共用水域への流出、地下への浸透、大気中への放出の防止を図るために、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者による適正な維持管理の徹底を図る。

##### ■危険物施設の耐震化の促進 (7-2) [県、町、民間]

- ・災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

##### ■合併処理浄化槽への転換促進 (6-3) [県、町、民間]《ライフ・情報》

- ・単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

#### <災害廃棄物対策>

##### ■災害廃棄物処理計画の策定・運用 (8-1) [県、町]

- ・災害が発生した際、被災した町民の生活環境の保全と公衆衛生上のリスクを回避するため、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物の適正処理を進める。

#### <エネルギー>

##### ■再生可能エネルギーの導入拡大 (6-1) [国、県、町、民間]《ライフ・情報》《産業経済》

- ・エネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可

能エネルギーの導入を景観保持等に配慮しながら検討する。また災害リスクにも対応するため、家庭、公共施設への再生可能エネルギー設備導入を促進する。

- ・太陽光発電設備及び木質バイオマス燃焼機器設備の設置者に対する設置費用を補助し、再生可能エネルギー設備の導入を促進する。また、前記以外の再生可能エネルギー設備設置費用補助についても推進する。

#### 『目標指標』

- ・災害廃棄物処理計画 →策定 (R2)
- ・再生利用可能エネルギー施設設置者への補助 →3件 (R3~)

### (11) リスクコミュニケーション

#### <防災教育>

##### ■防災教育の充実 (1-6) [国、県、町、民間]

- ・町民や事業所における防災意識の向上のため、町報や防災ハザードマップ、ホームページなどで防災知識の普及啓発に引き続き取り組むとともに、啓発内容の充実等を図る。

##### ■放射線等に関する正しい知識の普及啓発の推進 (7-4) [県、町]

- ・県とともに、放射線や原子力災害に関する正しい知識の普及啓発を推進する。

##### ■雪下ろし事故を防止するための注意喚起 (1-5) [県、町]

- ・雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

##### ■食料等の備蓄 (2-1、5-3) [県、町、民間]《危機管理》

- ・家庭における備蓄について、町報、ホームページ等で、町民に3日分の食料と飲料水の備蓄を引き続き周知していく。
- ・町においては、ローリングストック方式による備蓄を行う。

#### <防災訓練>

##### ■防災訓練の充実 (1-6) [県、町、民間]

- ・災害発生の際に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが重要であることから、引き続き、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む。

#### <要援護者支援>

##### ■災害時の要援護者支援の促進 (1-6) [県、町、民間]

- ・災害時に支援を必要とする者の避難行動や避難生活を支援するために必要な要援護者名簿を更新するとともに、個別避難計画を作成する。

#### <関係機関との連携・人材育成>

### ■災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備 (2-1) [県、町、民間]《危機管理》

- ・ボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、大石田町社会福祉協議会との連携により、ボランティアの受入れ体制の整備に向けた取組を促進する。

### ■建設関係団体との連携強化 (8-2) [県、町、民間]

- ・県及び町は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しており、これを更新するとともに、大規模災害時において建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

### ■復旧・復興を担う人材の育成 (8-2) [県、町、民間]

- ・各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。
- ・近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

### <その他対策>

### ■公共施設の維持と最低限の居住環境の確保 (1-2、2-1、3-1、8-3) [町]《行政機能》《危機管理》《建築住宅》《ライフ・情報》

- ・町が保有する施設の適正な管理を行うとともに、地域の交流・共助拠点を確保する。

#### 《目標指標》

- ・地域防災計画 →更新 (R2)

## V 計画の推進

### 1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進にあたっては、所管課を中心に国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するP D C Aサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

### 2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年毎に、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行う。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や、国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

また、本計画は、国土強靭化に係る指針となるものであることから、国土強靭化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

## 【別表1】脆弱性評価結果

1 大規模災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

1-1) 地震等による建物・交通施設等（1-2 の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

### ■避難場所の指定、耐震化・施設整備の促進（総務課）《行政機能》《危機管理》

- ・災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定並びに指定避難所について施設整備を行う必要がある。
- ・避難所の機能強化のため、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組を促進する必要がある。

### ■都市防災施設の整備の促進（総務課、建設課）《行政機能》

- ・防災拠点施設の整備を推進し、地域における防災機能を強化する必要がある。

### ■住宅・建築物等の耐震化の促進（建設課）《建築住宅》

- ・町内の住宅やその他の建築物等について、国・県の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める必要がある。

### ■町営住宅の老朽化対策の促進（建設課）《建築住宅》

- ・町営住宅について、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的なストック管理（修繕、建替え等）を行っていく必要がある。

### ■空き家対策の推進（まちづくり推進課）《建築住宅》

- ・大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、所有者への働きかけや空き家の利活用に向けた支援等、総合的な空き家対策を推進する必要がある。
- ・空き家バンクの活用により、空き家の解消を図る必要がある。

### ■家具や事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進（総務課、産業推進課）《建築住宅》

- ・大規模地震発生時に、住宅の家具転倒や、事務所執務室の書棚、店舗の陳列棚等の店頭による人的被害を防止するため、町民や事務所等に対する啓発活動の充実など、転倒防止対策を推進する必要がある。

### ■緊急輸送道路等の整備・確保（建設課）《交通基盤》

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国・県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、適正な維持管理を図って安全性を確保する必要がある。

### ■農村地域の防災減災対策の実施（産業振興課）《国土保全》

- ・安定的な農業経営や完全安心な農村生活を実現するため、農村地域における総合的な防災減災対策を行う必要がある。

《現状指標》

- ・住宅耐震化率：62%（H27）
- ・町営住宅耐震化率（簡易診断）：100%（R2）

### 1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

#### ■ 庁舎等の耐震化・維持管理等の推進（総務課）《行政機能》《建築住宅》

- ・役場庁舎等の「新耐震基準」により建築された公共施設については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。
- ・歴史民俗資料館等、「新耐震基準」以前に建築された公共施設については、「建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震改修を促進する必要がある。

#### ■ 被害発生危険度の高い地域に立地する公共施設対策の推進（総務課）《行政機能》

- ・災害発生の危険性が高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める必要がある。

#### ■ 不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化・老朽化対策の促進（産業振興課、建設課）《建築住宅》

- ・不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組を進める必要がある。
- ・長寿命化計画を策定し、それに基づき管理コストの平準化を図る必要がある。

#### ■ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進（総務課、建設課）《建築住宅》

- ・救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時における避難や救助を円滑かつ迅速に行うために、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

#### ■ 家具や事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進（総務課、産業推進課）《建築住宅》

##### 〔再掲〕

- ・大規模地震発生時に、住宅の家具転倒や、事務所執務室の書棚、店舗の陳列棚等の店頭による人的被害を防止するため、町民や事務所等に対する啓発活動の充実など、転倒防止対策を推進する必要がある。

#### ■ 学校の維持管理等の推進（教育文化課）《建築住宅》

- ・町立小・中学校について、暖房機の更新、ベランダ等の修繕、外壁や屋根の塗装、清掃などの維持管理を行う必要がある。

#### ■ 公共施設の維持と最低限の居住環境の確保（総務課）《行政機能》《危機管理》《建築住宅》《ライフ・情報》《リスクコミ》

- ・町が保有する施設の適正な管理を行うとともに、地域の交流・共助拠点を確保する必要がある。

#### 《現状指標》

- ・大石田小学校暖房機更新率：81%

### 1-3) 異常気象等による広域的な市街地等の浸水

### ■防災ハザードマップの周知（総務課）《危機管理》

- ・洪水浸水想定区域を掲載している「大石田町防災マップ」について、河川管理者等と連携して掲載情報等の充実を図り、より一層の町民への周知と活用を図る必要がある。

### ■避難勧告等の具体的な発令基準の策定（総務課）《危機管理》

- ・地域防災計画の更新に伴い、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を定める必要がある。

### ■迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化（総務課）《危機管理》《国土保全》

- ・豪雨発生の際などに、避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等が発信される「河川砂防情報システム」等を活用し、町民への周知強化等を図る必要がある。

### ■タイムラインの運用（総務課）《危機管理》

- ・災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対策を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る必要がある。

### ■町所有排水ポンプの能力強化（まちづくり推進課）《危機管理》

- ・移動可能でかつ電源施設がない箇所でも使用できるガソリンエンジン式の排水ポンプを購入し、内水の排水を促す必要がある。

### ■治水対策の推進（建設課）《国土保全》

- ・近年、気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が急増しているため、国・県と連携し、河川改修や浚渫作業など、治水効果の早期発現を図る必要がある。

### ■河川管理施設の維持管理（建設課）《国土保全》

- ・水門・樋門等の河川管理施設について、計画的に補修・更新・改良を促進する必要がある。
- ・河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにする必要がある。

### ■都市部における内水浸水対策の促進（建設課）《国土保全》

- ・いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、内水処理施設の整備を促進する必要がある。

### 《現状指標》

- ・洪水避難タイムライン：未作成（R2年度作成）
- ・ガソリンエンジン式ポンプ購入：1台（R2年度購入）

## 1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

### ■土砂災害に対する警戒避難体制の整備（総務課）《危機管理》《国土保全》

- ・防災ハザードマップの土砂ハザード情報を引き続き周知し、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制を整備する必要がある。

### ■土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定及び運用（総務課）《危機管理》《国土保全》

- ・地域防災計画の更新に伴い、土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を定める必要がある。

### ■砂防施設の整備・維持管理の推進（建設課）《国土保全》

- ・土砂災害から生命と財産を守るための砂防施設の整備について、県と連携し、災害発生箇所の再度災害防止対策及び避難所の保全対策などを重点的に推進する必要がある。
- ・県と連携し、砂防施設未整備区間の整備及び維持管理を推進する必要がある。

**■治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進 (産業振興課) 《農林水産》**

- ・治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。
- ・災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

**■協働による里山の保全 (産業振興課)**

- ・里山等の植生保護により保水機能を維持し、土砂災害の発生を抑止するため、N P O 等の団体と協働して里山等の維持管理を推進する必要がある。

## 1-5) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

**■豪雪災害時の災害救助法適用 (総務課) 《危機管理》**

- ・豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る必要がある。

**■暴風雪時における的確な道路管理の推進 (建設課) 《交通基盤》**

- ・暴風雪時において、「豪雪対策本部」を設置し、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施する必要がある。
- ・災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早急に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築を図る必要がある。

**■道路の防雪施設の整備 (建設課) 《交通基盤》**

- ・各道路管理者（国、県、町）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する必要がある。

**■道路の除雪体制等の確保 (建設課) 《交通基盤》**

- ・安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する必要がある。

**■雪下ろし事故を防止するための注意喚起 (総務課) 《リスクコミ》**

- ・雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う必要がある。

**《現状指標》**

- ・道路除雪機械：18台
- ・流雪溝整備地区：30地区

## 1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

### ■災害時における行政機関相互の通信手段の確保（総務課）《行政機能》《危機管理》

- ・大地震などの大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合に備え、行政機関相互の通信手段を確保する体制整備を進める必要がある。

### ■災害時における町民への情報伝達の強化（総務課）《行政機能》《危機管理》

- ・災害時に、町民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムの整備を推進する必要がある。

### ■迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化（総務課）《危機管理》《国土保全》〔再掲〕

- ・豪雨発生の際などに、避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等が発信される「河川砂防情報システム」を活用し、町民への周知強化等を図る必要がある。

### ■自主防災組織の育成強化（総務課）《危機管理》

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧復興を果たすためには、町民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織の組織化と強化を支援する必要がある。

### ■防災教育の充実（総務課）《リスクコミ》

- ・町民や事業所における防災意識の向上のため、町報や防災ハザードマップ、ホームページなどで防災知識の普及啓発に引き続き取り組むとともに、啓発内容の充実等を図る必要がある。

### ■防災訓練の充実（総務課）《リスクコミ》

- ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるために、平常時から各種訓練を実施することが重要であることから、引き続き、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

### ■災害時の要援護者支援の促進（総務課、保健福祉課）《リスクコミ》

- ・災害時に支援を必要とする者の避難行動や避難生活を支援するために必要な要援護者名簿を更新するとともに、個別避難計画を作成する必要がある。

#### 《現状指標》

- ・情報一斉配信システム：未整備
- ・自主防災組織率：97%
- ・防災教育：1回／年（町）

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

### 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

### ■支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備（総務課）《行政機能》《危機管理》

- ・大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。

### ■災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備（総務課、保健福祉課）《危機管理》《リスクコミ》

- ・ボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、大石田町社会福祉協議会との連携

により、ボランティアの受入れ体制の整備に向けた取組を促進する必要がある。

■食料等の備蓄（総務課）《危機管理》《リスクコミ》

- ・家庭における備蓄について、町報、ホームページ等で、町民に3日分の食料と飲料水の備蓄を引き続き周知していく必要がある。
- ・町においては、ローリングストック方式による備蓄を行う必要がある。

■緊急輸送道路等の整備・確保（建設課）《交通基盤》〔再掲〕

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国・県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、適正な維持管理を図って安全性を確保する必要がある。

■上水道施設の耐震化・老朽化及び停電対策の推進（尾花沢市大石田町環境衛生事業組合）《ライフ・情報》

- ・施設の耐震化及び老朽化対策、老朽管の更新と併せ、非常用電源の確保を進める必要がある。

■簡易水道施設の耐震化・老朽化及び停電対策の推進（建設課）《ライフ・情報》

- ・施設の耐震化及び老朽化対策、老朽管の更新と併せ、非常用電源の確保を進める必要がある。

■事業継続計画（BCP）策定、災害時の応急給水体制などの整備（建設課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合）《ライフ・情報》

- ・事業継続計画（BCP）策定、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める必要がある。

■公共施設の維持と最低限の居住環境の確保（総務課）《行政機能》《危機管理》《建築住宅》《ライフ・情報》《リスクコミ》〔再掲〕

- ・町が保有する施設の適正な管理を行うとともに、地域の交流・共助拠点を確保する必要がある。

《現状指標》

- ・上水道管路耐震化率：26%
- ・簡易水道管路耐震化率：0%

## 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

■孤立危険性のある集落との通信手段の確保（総務課）《危機管理》

- ・孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて非常用通信設備の整備を図る必要がある。

■孤立集落アクセスルートの確保（産業振興課、建設課）《交通基盤》

- ・被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する必要がある。

■治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進（産業振興課）《農林水産》〔再掲〕

- ・治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。
- ・災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

《現状指標》

- ・非常用通信設備：未整備
- ・孤立危険性のある集落：2 地区

### 2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

■消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進（まちづくり推進課）《行政機能》

- ・老朽化した消防団ポンプ庫について、順次建替え等の更新を進める必要がある。

■大規模災害時の消防力の確保（まちづくり推進課）《行政機能》

- ・大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、消防ポンプの配備を順次進める必要がある。

■自衛隊・警察との連携強化（総務課）《危機管理》

- ・災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

■自主防災組織の育成強化（総務課）《危機管理》【再掲】

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧復興を果たすためには、町民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織の組織化と強化を支援する必要がある。

《現状指標》

- ・消防団ポンプ庫の更新：18 施設／29 施設（更新済み）
- ・消防ポンプの配備：19 台／25 台（更新済み）
- ・自主防災組織率：97%

### 2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

■緊急車両に供給する燃料の確保（総務課）《行政機能》《危機管理》

- ・優先的に供給する緊急車両や具体的な供給方法を平時から確認することにより、災害時における救助・救急等にあたる緊急車両等への燃料供給の確保を図る必要がある。

■医療機関での非常時対応体制の維持（保健福祉課）《保健医療・福祉》

- ・災害発生時における医療施設内の医療活動が継続できるよう、町内医療機関との協力体制の強化及び日本赤十字社との連携を図る必要がある。

### 2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

■緊急輸送道路等の整備・確保（建設課）《交通基盤》【再掲】

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救

急救救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国・県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、適正な維持管理を図って安全性を確保する必要がある。

#### ■社会福祉施設等における食料等の備蓄体制（保健福祉課）《保健医療・福祉》

- ・高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄体制を構築する必要がある。

#### ■災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備（保健福祉課）《保健医療・福祉》

- ・各社会福祉施設の防災対策について、定期的な実地指導等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する必要がある。
- ・避難訓練等、防災対策の強化と連携を図る必要がある。

#### ■ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実（保健福祉課）《保健医療・福祉》

- ・災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、ランデブーポイントを冬季間でも安全に確保する体制を整備・維持する必要がある。

#### 《現状指標》

- ・ドクターヘリ発着場：11箇所

### 2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

#### ■防疫対策の推進（保健福祉課）《保健医療・福祉》

- ・平時から、災害発生時における速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、インフルエンザ等感染症予防対策の強化及び予防接種受診率の向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要がある。
- ・避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る必要がある。

#### 《現状指標》

- ・インフルエンザ予防接種受診率：50%
- ・新型インフルエンザ特定接種計画：未策定
- ・新型インフルエンザ等業務継続計画：未策定

## 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

### 3-1) 町内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### ■庁舎等の耐震化・維持管理等の推進（総務課）《行政機能》《建築住宅》〔再掲〕

- ・役場庁舎等の「新耐震基準」により建築された公共施設については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。
- ・歴史民俗資料館等、「新耐震基準」以前に建築された公共施設については、「建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震改修を促進する必要がある。

### ■業務継続に必要な体制の整備（総務課）《行政機能》《危機管理》

- ・地震等の大規模災害発生時に、「大石田町地域防災計画」に基づく応急対応業務や、復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時に必要とされる通常業務を維持するため、「大石田町業務継続計画」を策定し、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。

### ■IT部門における業務継続体制の整備（総務課）《行政機能》《ライフ・情報》

- ・非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う必要がある。
- ・各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線の断線による不通のリスクを減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進める必要がある。
- ・災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める必要がある。

### ■災害時における行政機関相互の通信手段の確保（総務課）《行政機能》《危機管理》〔再掲〕

- ・大地震などの大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合に備え、行政機関相互の通信手段を確保する体制整備を進める必要がある。

### ■緊急車両に供給する燃料の確保（総務課）《行政機能》《危機管理》〔再掲〕

- ・優先的に供給する緊急車両や具体的な供給方法を平時から確認することにより、災害時における救助・救急等にあたる緊急車両等への燃料供給の確保を図る必要がある。

### ■大規模災害時における広域連携の推進（総務課）《行政機能》《危機管理》

- ・大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定を締結している4自治体（尾花沢市、宮城県大崎市、同加美町、同涌谷町）との間で、通常時より情報共有を図るなど、災害時に備えて連携体制を強化する必要がある。
- ・上記4自治体以外の市町等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める必要がある。

### ■公共施設の維持と最低限の居住環境の確保（総務課）《行政機能》《危機管理》《建築住宅》《ライフ・情報》《リスクコミ》〔再掲〕

- ・町が保有する施設の適正な管理を行うとともに、地域の交流・共助拠点を確保する必要がある。

#### 《現状指標》

- ・相互応援協定：県内全自治体、県外3自治体と締結済

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な通信機能は確保する。

### 4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

**■災害時における行政機関相互の通信手段の確保（総務課）《行政機能》《危機管理》〔再掲〕**

- ・大地震などの大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合に備え、行政機関相互の通信手段を確保する体制整備を進める必要がある。

**■情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備（総務課）《ライフ・情報》**

- ・災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用通信設備の整備を促進する必要がある。

**《現状指標》**

- ・N T T 特設公衆電話回線：34 箇所
- ・庁舎用非常用電源可能時間：48 時間未満

**4-2) テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態****■災害情報伝達手段の確保（総務課）《行政機能》《危機管理》**

- ・テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やレアラート、緊急速報メールの活用を促進する必要がある。また、S N S 等による双方通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。

**■災害時における町民への情報伝達の強化（総務課）《行政機能》《危機管理》〔再掲〕**

- ・災害時に、町民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムの整備を推進する必要がある。

**■自主防災組織の育成強化（総務課）《危機管理》〔再掲〕**

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧復興を果たすためには、町民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織の組織化と強化を支援する必要がある。

**《現状指標》**

- ・情報一斉配信システム：未整備
- ・自主防災組織率：97%

**5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。****5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞****■企業の事業継続計画（B C P）の策定促進（産業振興課）《産業経済》**

- ・災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするために、町内企業におけるB C P策定を促進する必要がある。

**《現状指標》**

- ・町内企業のB C P策定促進件数：0 件／年

**5-2) 基幹的交通ネットワークの機能停止**

### ■道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進（建設課）《交通基盤》

- ・道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する必要がある。
- ・橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

### ■農林道施設の耐震化・長寿命化対策の推進（産業振興課）《農林水産》

- ・農林道として管理している橋梁等について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。

#### 《現状指標》

- ・橋梁点検率（30橋）：100%

### 5-3) 食料等の安定供給の停滞

#### ■食料等の備蓄（総務課）《危機管理》《リスクコミ》〔再掲〕

- ・家庭における備蓄について、町報、ホームページ等で、町民に3日分の食料と飲料水の備蓄を引き続き周知していく必要がある。
- ・町においては、ローリングストック方式による備蓄を行う必要がある。

#### ■食料生産基盤の整備（産業振興課）《農林水産》

- ・災害が発生しても安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。
- ・農地を維持していくため、担い手づくり等を支援する必要がある。

## 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

### 6-1) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

#### ■再生可能エネルギーの導入拡大（まちづくり推進課）《ライフ・情報》《産業・経済》《環境》

- ・エネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入を景観保持等に配慮しながら検討する必要がある。また災害リスクにも対応するため、家庭、公共施設への再生可能エネルギー設備導入を促進する必要がある。
- ・太陽光発電設備及び木質バイオマス燃焼機器設備の設置者に対する設置費用を補助し、再生可能エネルギー設備の導入を促進する必要がある。また、前記以外の再生可能エネルギー設備設置費用補助についても推進する必要がある。

#### 《現状指標》

- ・再生利用可能エネルギー設備設置者への補助：2件／年

## 6-2) 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止

### ■上水道施設の耐震化・老朽化及び停電対策の推進（尾花沢市大石田町環境衛生事業組合）《ライフ・情報》〔再掲〕

- ・施設の耐震化及び老朽化対策、老朽管の更新と併せ、非常用電源の確保を進める必要がある。

### ■簡易水道施設の耐震化・老朽化及び停電対策の推進（建設課）《ライフ・情報》〔再掲〕

- ・施設の耐震化及び老朽化対策、老朽管の更新と併せ、非常用電源の確保を進める必要がある。

### ■事業継続計画（BCP）策定、災害時の応急給水体制などの整備（建設課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合）《ライフ・情報》〔再掲〕

- ・給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める必要がある。

### ■農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進（産業振興課）《農林水産》

- ・基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を促進する必要がある。

#### 《現状指標》

- ・上水管路耐震化率：26%
- ・簡易水管路耐震化率：0%

## 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### ■下水道施設の長寿命化対策の推進（尾花沢市大石田町環境衛生事業組合）《ライフ・情報》

- ・施設の長寿命化対策と併せ、非常用電源の確保を進める必要がある。

### ■農業集落排水施設の耐震化・老朽化対策等の推進（産業振興課）《ライフ・情報》《農林水産》

- ・長寿命化計画を含む最適整備構想に基づき、耐震化等の対策を実施していく必要がある。

### ■事業継続計画（BCP）策定・長寿命化対策等の推進（産業振興課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合）《ライフ・情報》

- ・災害時の事業継続計画（BCP）の策定、施設の長寿命化計画の策定を推進し、長寿命化対策を着実に進める必要がある。

### ■合併処理浄化槽への転換促進（建設課）《ライフ・情報》《環境》

- ・単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要がある。

#### 《現状指標》

- ・農業集落排水管路耐震化率：0%

## 6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

### ■道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進（建設課）《交通基盤》〔再掲〕

- ・道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊

急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する必要がある。

- ・橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

#### ■路線バス等地域公共交通の確保（まちづくり推進課）《交通基盤》

- ・災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行う必要がある。
- ・地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る必要がある。

#### ■農林道施設の耐震化・長寿命化対策の推進（産業振興課）《農林水産》【再掲】

- ・農林道として管理している橋梁等について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。

#### ■治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進（産業振興課）《農林水産》【再掲】

- ・治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。
- ・災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

#### 《現状指標》

- ・橋梁点検率：(30 橋) 100%
- ・公共交通バス路線：1 路線

## 7 制御不能な二次災害を発生させない。

### 7-1) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### ■ため池の耐震化・ハザードマップの周知（産業振興課）《危機管理》《農林水産》

- ・ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う必要がある。
- ・決壊すると多大な影響を与えるため池については、町民の避難に資する「ため池ハザードマップ」を周知する必要がある。

#### ■土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備（総務課）《危機管理》《国土保全》

- ・融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を町民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

#### ■砂防施設の整備・維持管理の推進（建設課）《国土保全》

- ・土砂災害から生命と財産を守るために砂防施設の整備について、県と連携し、災害発生箇所の災害防止対策及び避難所の保全対策などを重点的に推進する必要がある。
- ・県と連携し、砂防施設未整備区間の整備及び維持管理を推進する必要がある。

#### ■治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進（産業振興課）《農林水産》【再掲】

- ・治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。
- ・災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

《現状指標》

- ・遊休農地面積：22ha
- ・ため池の耐震化率：25%
- ・ため池ハザードマップ作成：50%

## 7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

■有害物質の拡散・流出防止対策の推進（まちづくり推進課）《環境》

- ・有害物質等の公共用水域への流出、地下への浸透、大気中への放出の防止を図るために、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者による適正な維持管理の徹底を図る必要がある。

■危険物施設の耐震化の促進（まちづくり推進課）《環境》

- ・災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るために、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。

## 7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

■農地・農業用施設等の保全管理の推進（産業振興課）《国土保全》《農林水産》

- ・農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う農地、農業用施設等の保全管理等の取組を推進し、農地の荒廃等を防止する必要がある。
- ・大石田町鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止対策を行う必要がある。
- ・農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に農用地等の維持管理していく取組を推進し、農地の荒廃等を防止する必要がある。

■治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進（産業振興課）《農林水産》【再掲】

- ・治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。
- ・災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

《現状指標》

- ・遊休農地面積：22ha

## 7-4) 原子力発電所の事故による放射性物質の放出

■放射線等に関する正しい知識の普及啓発の推進（まちづくり推進課）《リスクコミ》

- ・県とともに、放射線や原子力災害に関する正しい知識の普及啓発を推進する必要がある

### 7-5) 風評被害等による地域経済活動等への甚大な影響

#### ■風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信（産業振興課）《産業経済》

- ・災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等と連携する必要がある。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

### 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ■災害廃棄物処理計画の策定・運用（まちづくり推進課）《環境》

- ・災害が発生した際、被災した町民の生活環境の保全と公衆衛生上のリスクを回避するため、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物の適正処理を進める必要がある。

### 8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ■建設関係団体との連携強化（総務課）《リスクコミ》

- ・県及び町は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しており、これを更新するとともに、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る必要がある。

#### ■復旧・復興を担う人材の育成（産業振興課）《リスクコミ》

- ・各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う必要がある。
- ・近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。

#### 《現状指標》

- ・災害時における建設関係団体との支援協定：締結済

### 8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ■被災者生活再建支援制度の拡充（総務課）《危機管理》

- ・大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、県との連携により一層の拡充に向けた取組を進める必要がある。

#### ■地域コミュニティの維持（総務課）《危機管理》

- ・大規模災害時にお互いが支えあう「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、町民が主体

となった地域課題解決に向けた取組の支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組を通して、平時から町民が互いに助け合う関係の維持や深化を図る必要がある。

■自主防災組織の育成強化（総務課）《危機管理》【再掲】

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧復興を果たすためには、町民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織の組織化と強化を支援する必要がある。

■公共施設の維持と最低限の居住環境の確保（総務課）《行政機能》《建築住宅》《危機管理》《ライフ・情報》《リスクコミ》【再掲】

- ・町が保有する施設の適正な管理を行うとともに、地域の交流・共助拠点を確保する必要がある。

《現状指標》

- ・自主防災組織率：97%

8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■緊急輸送道路等の整備・確保（建設課）《交通基盤》【再掲】

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国・県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、適正な維持管理を図って安全性を確保する必要がある。

■迅速な復興に資する地籍調査の推進（町民税務課）《国土保全》

- ・土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであり、未実施箇所については、実施する必要がある。

《現状指標》

- ・地籍調査：山林部を除き実施済

## 【別表2】リスクシナリオ毎の施策推進方針

1 大規模災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

1-1) 地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

### ■避難場所の指定、耐震化・施設整備の促進（総務課）《行政機能》《危機管理》

- ・災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定並びに指定避難所について施設整備を行う。
- ・避難所の機能強化のため、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組を促進する。

### ■都市防災施設の整備の促進（総務課、建設課）《行政機能》

- ・防災拠点施設の整備を推進し、地域における防災機能を強化する。

### ■住宅・建築物等の耐震化の促進（建設課）《建築住宅》

- ・町内の住宅やその他の建築物等について、国・県の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。

### ■町営住宅の老朽化対策の促進（建設課）《建築住宅》

- ・町営住宅について、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的なストック管理（修繕、建替え等）を行っていく。

### ■空き家対策の推進（まちづくり推進課）《建築住宅》

- ・大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、所有者への働きかけや空き家の利活用に向けた支援等、総合的な空き家対策を推進する。
- ・空き家バンクの活用により、空き家の解消を図る。

### ■家具や事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進（総務課、産業推進課）《建築住宅》

- ・大規模地震発生時に、住宅の家具転倒や、事務所執務室の書棚、店舗の陳列棚等の店頭による人的被害を防止するため、町民や事務所等に対する啓発活動の充実など、転倒防止対策を推進する。

### ■緊急輸送道路等の整備・確保（建設課）《交通基盤》

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国・県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、適正な維持管理を図って安全性を確保する。

### ■農村地域の防災減災対策の実施（産業振興課）《国土保全》

- ・安定的な農業経営や完全安心な農村生活を実現するため、農村地域における総合的な防災減災対策を行う。

#### 《目標指標》

- ・都市計画マスタープラン →更新（R4）
- ・建築物耐震改修促進計画 →更新（R7）
- ・住宅耐震化率 62%（H27）→95%（R7）

- ・公営住宅長寿命化計画 →見直し（R3）
- ・空家等対策計画 →見直し（R3）
- ・空き家の活用・除却 →活用2棟・除却15棟（R6まで累計実績）

## 1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

### ■庁舎等の耐震化・維持管理等の推進（総務課）《行政機能》《建築住宅》

- ・役場庁舎等の「新耐震基準」により建築された公共施設については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行っていく。
- ・歴史民俗資料館等、「新耐震基準」以前に建築された公共施設については、「建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震改修を促進する。

### ■被害発生危険度の高い地域に立地する公共施設対策の推進（総務課）《行政機能》

- ・災害発生の危険性が高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

### ■不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化・老朽化対策の促進（産業振興課、建設課）《建築住宅》

- ・不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組を進める。
- ・長寿命化計画を策定し、それに基づき管理コストの平準化を図る。

### ■緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進（総務課、建設課）《建築住宅》

- ・救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時における避難や救助を円滑かつ迅速に行うために、沿道建築物の耐震化を促進する。

### ■家具や事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進（総務課、産業推進課）《建築住宅》

#### 〔再掲〕

- ・大規模地震発生時に、住宅の家具転倒や、事務所執務室の書棚、店舗の陳列棚等の店頭による人的被害を防止するため、町民や事務所等に対する啓発活動の充実など、転倒防止対策を推進する。

### ■学校の維持管理等の推進（教育文化課）《建築住宅》

- ・町立小・中学校について、暖房機の更新、ベランダ等の修繕、外壁や屋根の塗装、清掃などの維持管理を行う。

### ■公共施設の維持と最低限の居住環境の確保（総務課）《行政機能》《危機管理》《建築住宅》《ライフ・情報》《リスクコミ》

- ・町が保有する施設の適正な管理を行うとともに、地域の交流・共助拠点を確保する。

#### 《目表指標》

- ・公共施設等総合管理計画 →更新（R3）
- ・立地適正化計画 →策定（R4）
- ・建築物耐震改修促進計画 →更新（R7）

### 1-3) 異常気象等による広域的な市街地等の浸水

#### ■防災ハザードマップの周知（総務課）《危機管理》

- ・洪水浸水想定区域を掲載している「大石田町防災マップ」について、河川管理者等と連携して掲載情報等の充実を図り、より一層の町民への周知と活用を図る。

#### ■避難勧告等の具体的な発令基準の策定（総務課）《危機管理》

- ・地域防災計画の更新に伴い、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を定める。

#### ■迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化（総務課）《危機管理》《国土保全》

- ・豪雨発生の際などに、避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等が発信される「河川砂防情報システム」等を活用し、町民への周知強化等を図る。

#### ■タイムラインの運用（総務課）《危機管理》

- ・災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、るべき防災対策を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る。

#### ■町所有排水ポンプの能力強化（まちづくり推進課）《危機管理》

- ・移動可能でかつ電源施設がない箇所でも使用できるガソリンエンジン式の排水ポンプを購入し、内水の排水を促す。

#### ■治水対策の推進（建設課）《国土保全》

- ・近年、気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が急増しているため、国・県と連携し、河川改修や浚渫作業など、治水効果の早期発現を図る。

#### ■河川管理施設の維持管理（建設課）《国土保全》

- ・水門・樋門等の河川管理施設について、計画的に補修・更新・改良を促進する必要がある。
- ・河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に發揮できるようにする。

#### ■都市部における内水浸水対策の促進（建設課）《国土保全》

- ・いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、内水処理施設の整備を促進する。

#### 《目標指標》

- ・防災ハザードマップ →更新（R3）
- ・地域防災計画 →更新（R2）
- ・洪水避難タイムライン →作成（R2）
- ・ガソリンエンジン式ポンプ購入 1台（R2）→5台（R7）

### 1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

#### ■土砂災害に対する警戒避難体制の整備（総務課）《危機管理》《国土保全》

- ・防災ハザードマップの土砂ハザード情報を引き続き周知し、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制を整備する。

#### ■土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定及び運用（総務課）《危機管理》《国土保全》

- ・地域防災計画の更新に伴い、土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を定める。

#### ■砂防施設の整備・維持管理の推進（建設課）《国土保全》

- ・土砂災害から生命と財産を守るために砂防施設の整備について、県と連携し、災害発生箇所の再度災害防止対策及び避難所の保全対策などを重点的に推進する。
- ・県と連携し、砂防施設未整備区間の整備及び維持管理を推進する。

#### ■治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進（産業振興課）《農林水産》

- ・治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。
- ・災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

#### ■協働による里山の保全（産業振興課）

- ・里山等の植生保護により保水機能を維持し、土砂災害の発生を抑止するため、NPO等の団体と協働して里山等の維持管理を推進する。

#### 《目標指標》

- ・防災ハザードマップ →更新（R3）
- ・地域防災計画 →更新（R2）

### 1-5) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

#### ■豪雪災害時の災害救助法適用（総務課）《危機管理》

- ・豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

#### ■暴風雪時における的確な道路管理の推進（建設課）《交通基盤》

- ・暴風雪時において、「豪雪対策本部」を設置し、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施する。
- ・災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早急に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築を図る。

#### ■道路の防雪施設の整備（建設課）《交通基盤》

- ・各道路管理者（国、県、町）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

#### ■道路の除雪体制等の確保（建設課）《交通基盤》

- ・安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する必。

#### ■雪下ろし事故を防止するための注意喚起（総務課）《リスクコミ》

- ・雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

《目標指標》

- ・道路除排雪計画 → 毎年更新
- ・道路用除雪機械 18台 (R2) → 18台 (R7)
- ・流雪溝整備地区 30地区 (R2) → 31地区 (R7)

### 1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

■災害時における行政機関相互の通信手段の確保 (総務課) 《行政機能》《危機管理》

- ・大地震などの大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合に備え、行政機関相互の通信手段を確保する体制整備を進める。

■災害時における町民への情報伝達の強化 (総務課) 《行政機能》《危機管理》

- ・災害時に、町民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムの整備を推進する。

■迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化 (総務課) 《危機管理》《国土保全》〔再掲〕

- ・豪雨発生の際などに、避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等が発信される「河川砂防情報システム」を活用し、町民への周知強化等を図る。

■自主防災組織の育成強化 (総務課) 《危機管理》

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧復興を果たすためには、町民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織の組織化と強化を支援する。

■防災教育の充実 (総務課) 《リスクコミ》

- ・町民や事業所における防災意識の向上のため、町報や防災ハザードマップ、ホームページなどで防災知識の普及啓発に引き続き取り組むとともに、啓発内容の充実等を図る。

■防災訓練の充実 (総務課) 《リスクコミ》

- ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが重要であることから、引き続き、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む。

■災害時の要援護者支援の促進 (総務課、保健福祉課) 《リスクコミ》

- ・災害時に支援を必要とする者の避難行動や避難生活を支援するために必要な要援護者名簿を更新するとともに、個別避難計画を作成する。

《目標指標》

- ・情報一斉配信システム → 整備 (R3)
- ・地域防災計画 → 更新 (R2)
- ・自主防災組織率 97% (R2) → 100% (R7)
- ・町防災訓練 → 毎年実施

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

### 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### ■支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備（総務課）《行政機能》《危機管理》

- ・大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

#### ■災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備（総務課、保健福祉課）《危機管理》《リスクコミ》

- ・ボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、大石田町社会福祉協議会との連携により、ボランティアの受入れ体制の整備に向けた取組を促進する。

#### ■食料等の備蓄（総務課）《危機管理》《リスクコミ》

- ・家庭における備蓄について、町報、ホームページ等で、町民に3日分の食料と飲料水の備蓄を引き続き周知していく。
- ・町においては、ローリングストック方式による備蓄を行う。

#### ■緊急輸送道路等の整備・確保（建設課）《交通基盤》〔再掲〕

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国・県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、適正な維持管理を図って安全性を確保する。

#### ■上水道施設の耐震化・老朽化及び停電対策の推進（尾花沢市大石田町環境衛生事業組合）《ライフ・情報》

- ・施設の耐震化及び老朽化対策、老朽管の更新と併せ、非常用電源の確保を進める。

#### ■簡易水道施設の耐震化・老朽化及び停電対策の推進（建設課）《ライフ・情報》

- ・施設の耐震化及び老朽化対策、老朽管の更新と併せ、非常用電源の確保を進める。

#### ■事業継続計画（B C P）策定、災害時の応急給水体制などの整備（建設課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合）《ライフ・情報》

- ・事業継続計画（B C P）策定、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

#### ■公共施設の維持と最低限の居住環境の確保（総務課）《行政機能》《危機管理》《建築住宅》《ライフ・情報》《リスクコミ》〔再掲〕

- ・町が保有する施設の適正な管理を行うとともに、地域の交流・共助拠点を確保する。

#### 《目標指標》

- ・都市計画マスタープラン →更新（R4）
- ・公共施設等総合管理計画 →更新（R3）
- ・上水道管路耐震化率 26%（R2）→34%（R20）
- ・簡易水道管路耐震化率 0%（R2）→5%（R7）

### 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

**■孤立危険性のある集落との通信手段の確保（総務課）《危機管理》**

- ・孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて非常用通信設備の整備を図る。

**■孤立集落アクセスルートの確保（産業振興課、建設課）《交通基盤》**

- ・被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する。

**■治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進（産業振興課）《農林水産》〔再掲〕**

- ・治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。
- ・災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

**《目標指標》**

- ・非常用通信設備 →更新（R7）
- ・孤立危険性のある集落 2 地区（R2）→0 地区（R7）

**2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足****■消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進（まちづくり推進課）《行政機能》**

- ・老朽化した消防団ポンプ庫について、順次建替え等の更新を進める。

**■大規模災害時の消防力の確保（まちづくり推進課）《行政機能》**

- ・大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、消防ポンプの配備を順次進める。

**■自衛隊・警察との連携強化（総務課）《危機管理》**

- ・災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

**■自主防災組織の育成強化（総務課）《危機管理》〔再掲〕**

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧復興を果たすためには、町民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織の組織化と強化を支援する。

**《目標指標》**

- ・消防団ポンプ庫の更新 18 施設（R2）→29 施設（R13）
- ・消防ポンプの配備 19 台（R2）→27 台（R6）
- ・自主防災組織率 97%（R2）→100%（R7）

**2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶****■緊急車両に供給する燃料の確保（総務課）《行政機能》《危機管理》**

- ・優先的に供給する緊急車両や具体的な供給方法を平時から確認することにより、災害時にお

ける救助・救急等にあたる緊急車両等への燃料供給の確保を図る。

■医療機関での非常時対応体制の維持（保健福祉課）《保健医療・福祉》

- ・災害発生時における医療施設内の医療活動が継続できるよう、町内医療機関との協力体制の強化及び日本赤十字社との連携を図る。

## 2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

■緊急輸送道路等の整備・確保（建設課）《交通基盤》〔再掲〕

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国・県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、適正な維持管理を図って安全性を確保する。

■社会福祉施設等における食料等の備蓄体制（保健福祉課）《保健医療・福祉》

- ・高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄体制を構築する。

■災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備（保健福祉課）《保健医療・福祉》

- ・各社会福祉施設の防災対策について、定期的な実地指導等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。
- ・避難訓練等、防災対策の強化と連携を図る。

■ドクターへリの活用による救急医療体制の充実（保健福祉課）《保健医療・福祉》

- ・災害時を含め、ドクターへリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、ランデブーポイントを冬季間でも安全に確保する体制を整備・維持する。

《目標指標》

- ・都市計画マスターplan →更新 (R4)
- ・ドクターへリ発着場 11箇所 (R2) →11箇所 (R7)

## 2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

■防疫対策の推進（保健福祉課）《保健医療・福祉》

- ・平時から、災害発時における速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、インフルエンザ等感染症予防対策の強化及び予防接種受診率の向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- ・避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。

《目標指標》

- ・インフルエンザ予防接種受診率 50% (R1) →60% (R5)
- ・新型インフルエンザ等行動計画 → R2 更新

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

#### 3-1) 町内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### ■庁舎等の耐震化・維持管理等の推進（総務課）《行政機能》《建築住宅》〔再掲〕

- ・役場庁舎等の「新耐震基準」により建築された公共施設については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行っていく。
- ・歴史民俗資料館等、「新耐震基準」以前に建築された公共施設については、「建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震改修を促進する。

##### ■業務継続に必要な体制の整備（総務課）《行政機能》《危機管理》

- ・地震等の大規模災害発生時に、「大石田町地域防災計画」に基づく応急対応業務や、復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時に必要とされる通常業務を維持するため、「大石田町業務継続計画」を策定し、業務継続に必要な体制を整備する。

##### ■ＩＴ部門における業務継続体制の整備（総務課）《行政機能》《ライフ・情報》

- ・非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのＩＣＴ—ＢＣＰ（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ＩＣＴ—ＢＣＰの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- ・各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線の断線による不通のリスクを減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進める。
- ・災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

##### ■災害時における行政機関相互の通信手段の確保（総務課）《行政機能》《危機管理》〔再掲〕

- ・大地震などの大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合に備え、行政機関相互の通信手段を確保する体制整備を進める。

##### ■緊急車両に供給する燃料の確保（総務課）《行政機能》《危機管理》〔再掲〕

- ・優先的に供給する緊急車両や具体的な供給方法を平時から確認することにより、災害時における救助・救急等にあたる緊急車両等への燃料供給の確保を図る。

##### ■大規模災害時における広域連携の推進（総務課）《行政機能》《危機管理》

- ・大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定を締結している4自治体（尾花沢市、宮城県大崎市、同加美町、同涌谷町）との間で、通常時より情報共有を図るなど、災害時に備えて連携体制を強化する。
- ・上記4自治体以外の市町等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。

##### ■公共施設の維持と最低限の居住環境の確保（総務課）《行政機能》《危機管理》《建築住宅》《ライフ・情報》《リスクコミ》〔再掲〕

- ・町が保有する施設の適正な管理を行うとともに、地域の交流・共助拠点を確保する。

《目標指標》

- ・業務継続計画 →策定 (R4)
- ・公共施設等総合管理計画 →更新 (R3)

#### 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な通信機能は確保する。

##### 4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

■災害時における行政機関相互の通信手段の確保 (総務課) 《行政機能》《危機管理》〔再掲〕

- ・大地震などの大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合に備え、行政機関相互の通信手段を確保する体制整備を進める。

■情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備 (総務課) 《ライフ・情報》

- ・災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用通信設備の整備を促進する。

##### 4-2) テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

■災害情報伝達手段の確保 (総務課) 《行政機能》《危機管理》

- ・テレビ・ラジオ放送等が中止した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やレアラート、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

■災害時における町民への情報伝達の強化 (総務課) 《行政機能》《危機管理》〔再掲〕

- ・災害時に、町民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムの整備を推進する。

■自主防災組織の育成強化 (総務課) 《危機管理》〔再掲〕

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧復興を果たすためには、町民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織の組織化と強化を支援する。

《目標指標》

- ・情報一斉配信システム →整備 (R3)
- ・自主防災組織率 97% (R2) →100% (R7)

#### 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

##### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

■企業の事業継続計画（BCP）の策定促進（産業振興課）《産業経済》

- ・災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中止を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるBCP策定を促進する。

《目標指標》

- ・町内企業のBCP策定促進件数 0件／年 (R2) →2件／年 (R7)

## 5-2) 基幹的交通ネットワークの機能停止

### ■道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進（建設課）《交通基盤》

- ・道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- ・橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

### ■農林道施設の耐震化・長寿命化対策の推進（産業振興課）《農林水産》

- ・農林道として管理している橋梁等について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

#### 《目標指標》

- ・橋梁長寿命化修繕計画 →更新（R5）
- ・橋梁点検率（30 橋） 100%（R1）→100%（R7）

## 5-3) 食料等の安定供給の停滞

### ■食料等の備蓄（総務課）《危機管理》《リスクコミ》〔再掲〕

- ・家庭における備蓄について、町報、ホームページ等で、町民に3日分の食料と飲料水の備蓄を引き続き周知していく。
- ・町においては、ローリングストック方式による備蓄を行う。

### ■食料生産基盤の整備（産業振興課）《農林水産》

- ・災害が発生しても安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。
- ・農地を維持していくため、担い手づくり等を支援する。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

## 6-1) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

### ■再生可能エネルギーの導入拡大（まちづくり推進課）《ライフ・情報》《産業・経済》《環境》

- ・エネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入を景観保持等に配慮しながら検討する。また災害リスクにも対応するため、家庭、公共施設への再生可能エネルギー設備導入を促進する。
- ・太陽光発電設備及び木質バイオマス燃焼機器設備の設置者に対する設置費用を補助し、再生可能エネルギー設備の導入を促進する。また、前記以外の再生可能エネルギー設備設置費用補助についても推進する。

《目標指標》

- ・再生利用可能エネルギー施設設置者への補助 2件/年→3件 (R3~)

6-2) 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止

■上水道施設の耐震化・老朽化及び停電対策の推進 (尾花沢市大石田町環境衛生事業組合) 《ライフ・情報》〔再掲〕

- ・施設の耐震化及び老朽化対策、老朽管の更新と併せ、非常用電源の確保を進める。

■簡易水道施設の耐震化・老朽化及び停電対策の推進 (建設課) 《ライフ・情報》〔再掲〕

- ・施設の耐震化及び老朽化対策、老朽管の更新と併せ、非常用電源の確保を進める。

■事業継続計画 (BCP) 策定、災害時の応急給水体制などの整備 (建設課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合) 《ライフ・情報》〔再掲〕

- ・給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

■農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進 (産業振興課) 《農林水産》

- ・基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を促進する。

《目標指標》

- ・上水道管路耐震化率 26% (R2) →34% (R20)
- ・簡易水道管路耐震化率 0% (R2) →5% (R7)

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

■下水道施設の長寿命化対策の推進 (尾花沢市大石田町環境衛生事業組合) 《ライフ・情報》

- ・施設の長寿命化対策と併せ、非常用電源の確保を進める。

■農業集落排水施設の耐震化・老朽化対策等の推進 (産業振興課) 《ライフ・情報》《農林水産》

- ・長寿命化計画を含む最適整備構想に基づき、耐震化等の対策を実施する。

■事業継続計画 (BCP) 策定・長寿命化対策等の推進 (産業振興課、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合) 《ライフ・情報》

- ・災害時の事業継続計画 (BCP) の策定、施設の長寿命化計画の策定を推進し、長寿命化対策を着実に進める。

■合併処理浄化槽への転換促進 (建設課) 《ライフ・情報》《環境》

- ・単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

《目標指標》

- ・農業集落排水管路耐震化率 0% (R2) →5% (R7)

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

■道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進 (建設課) 《交通基盤》〔再掲〕

- ・道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- ・橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

#### ■路線バス等地域公共交通の確保（まちづくり推進課）《交通基盤》

- ・災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行う。
- ・地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

#### ■農林道施設の耐震化・長寿命化対策の推進（産業振興課）《農林水産》【再掲】

- ・農林道として管理している橋梁等について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

#### ■治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進（産業振興課）《農林水産》【再掲】

- ・治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。
- ・災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

#### 《目標指標》

- ・橋梁長寿命化修繕計画 →更新（R5）
- ・橋梁点検率（30 橋） 100%（R1）→100%（R7）
- ・公共交通バス路線 1 路線（R2）→1 路線（R7）

## 7 制御不能な二次災害を発生させない。

### 7-1) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### ■ため池の耐震化・ハザードマップの周知（産業振興課）《危機管理》《農林水産》

- ・ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。
- ・決壊すると多大な影響を与えるため池については、町民の避難に資する「ため池ハザードマップ」を周知する。

#### ■土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備（総務課）《危機管理》《国土保全》

- ・融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を町民等に迅速に周知するための体制を整備する。

#### ■砂防施設の整備・維持管理の推進（建設課）《国土保全》

- ・土砂災害から生命と財産を守るために砂防施設の整備について、県と連携し、災害発生箇所の災害防止対策及び避難所の保全対策などを重点的に推進する。

- ・県と連携し、砂防施設未整備区間の整備及び維持管理を推進する。

**■治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進（産業振興課）《農林水産》〔再掲〕**

- ・治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。
- ・災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

**《目標指標》**

- ・遊休農地面積 22ha (R2) →10ha (R7)
- ・ため池の耐震化率 25% (R2) →50% (R7)
- ・ため池ハザードマップ作成 50% (R2) →100% (R7)

## 7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

**■有害物質の拡散・流出防止対策の推進（まちづくり推進課）《環境》**

- ・有害物質等の公共用水域への流出、地下への浸透、大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者による適正な維持管理の徹底を図る。

**■危険物施設の耐震化の促進（まちづくり推進課）《環境》**

- ・災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

## 7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

**■農地・農業用施設等の保全管理の推進（産業振興課）《国土保全》《農林水産》**

- ・農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う農地、農業用施設等の保全管理等の取組を推進し、農地の荒廃等を防止する。
- ・大石田町鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止対策を行う。
- ・農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に農用地等の維持管理していく取組を推進し、農地の荒廃等を防止する。

**■治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進（産業振興課）《農林水産》〔再掲〕**

- ・治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。
- ・災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

**《目標指標》**

- ・遊休農地面積 22ha (R2) →10ha (R7)

## 7-4) 原子力発電所の事故による放射性物質の放出

**■放射線等に関する正しい知識の普及啓発の推進（まちづくり推進課）《リスクコミ》**

- ・県とともに、放射線や原子力災害に関する正しい知識の普及啓発を推進する。

### 7-5) 風評被害等による地域経済活動等への甚大な影響

#### ■風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信（産業振興課）《産業経済》

- ・災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等と連携する。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

### 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ■災害廃棄物処理計画の策定・運用（まちづくり推進課）《環境》

- ・災害が発生した際、被災した町民の生活環境の保全と公衆衛生上のリスクを回避するため、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物の適正処理を進める。

#### 《現状指標》

- ・災害廃棄物処理計画 →策定 (R2)

### 8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ■建設関係団体との連携強化（総務課）《リスクコミ》

- ・県及び町は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しており、これを更新するとともに、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

#### ■復旧・復興を担う人材の育成（産業振興課）《リスクコミ》

- ・各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。
- ・近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

### 8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ■被災者生活再建支援制度の拡充（総務課）《危機管理》

- ・大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、県との連携により一層の拡充に向けた取組を進める。

#### ■地域コミュニティの維持（総務課）《危機管理》

- ・大規模災害時にお互いが支えあう「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、町民が主体となった地域課題解決に向けた取組の支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組を通して、平時から町民が互いに助け合う関係の維持や深化を図る。

■自主防災組織の育成強化（総務課）《危機管理》【再掲】

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに、迅速な復旧復興を果たすためには、町民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織の組織化と強化を支援する。

■公共施設の維持と最低限の居住環境の確保（総務課）《行政機能》《建築住宅》《危機管理》《ライフ・情報》《リスクコミ》【再掲】

- ・町が保有する施設の適正な管理を行うとともに、地域の交流・共助拠点を確保する。

《現状指標》

- ・自主防災組織率 97% (R2) →100% (R7)
- ・公共施設等総合管理計画 →更新 (R3)

8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■緊急輸送道路等の整備・確保（建設課）《交通基盤》【再掲】

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国・県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、適正な維持管理を図って安全性を確保する。

■迅速な復興に資する地籍調査の推進（町民税務課）《国土保全》

- ・土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであり、未実施箇所について実施する。

《現状指標》

- ・都市計画マスタープラン →更新 (R4)

### 【別表3】個別事業一覧

個別の事業名（★：重点施策）	担当課	備 考
<b>1 行政機能（消防含む。）</b>		
公共施設等総合管理計画更新	総務課	
電算システム整備	総務課	
情報無線 LAN 整備	総務課	
情報一斉配信システム整備	総務課	
地域防災計画更新	総務課	
業務継続計画策定	総務課	
県内自治体との災害協定締結（追加）	総務課	
被災者生活再建支援制度の拡充	総務課	県と連携
家具転倒防止対策広報	総務課	
防災用排水ポンプ購入事業★	まちづくり推進課	
消防団ポンプ庫の更新	まちづくり推進課	
消防ポンプの配備	まちづくり推進課	
都市計画マスタートップ更新	建設課	
立地適正化計画策定	建設課	
除雪機械車庫建設事業	建設課	防災拠点・備蓄倉庫
都市公園整備事業	建設課	
都市公園管理事業	建設課	
<b>2 危機管理</b>		
公共施設等総合管理計画更新	総務課	
情報無線 LAN 整備	総務課	
情報一斉配信システム整備	総務課	
自主防災組織支援	総務課	
備蓄品購入	総務課	
業務継続計画策定	総務課	
県内自治体との災害協定締結（追加）	総務課	
洪水避難タイムラインの作成	総務課	
防災ハザードマップ更新	総務課	
土砂災害危険区域等の指定	総務課	県
農村地域防災減災事業	産業振興課	
農山漁村地域整備事業	産業振興課	
大堤防災減災事業★	産業振興課	県
土砂災害等危険住宅移転事業	建設課	
がけ地近接等危険住宅移転事業	建設課	

3 建築住宅		
公共施設等総合管理計画更新	総務課	
空き家総合支援事業	まちづくり推進課	
建築物耐震改修促進計画更新	建設課	
住宅リフォーム支援事業	建設課	
民間住宅耐震改修支援事業	建設課	
民間住宅耐震診断支援事業	建設課	
大石田駅都市施設管理事業	建設課	
町営住宅建設事業	建設課	
町営住宅管理事業	建設課	
町営住宅営繕事業	建設課	
町営住宅等長寿命化計画更新	建設課	
町営住宅長寿命化改修事業	建設課	
住宅・建築物安全ストック形成事業	建設課	
若者向け定住促進住宅整備事業	建設課	
学校管理事業(小学校)	教育文化課	
小学校施設整備事業	教育文化課	
学校管理事業(中学校)	教育文化課	
中学校施設整備事業	教育文化課	
4 交通基盤		
山交バス公立病院線への補助	まちづくり推進課	
町道道路改良事業	建設課	
小菅田沢線道路改良事業	建設課	
白鷺1号線道路改良事業	建設課	
田沢新山寺線道路改良事業	建設課	
川前黒滝線道路改良事業	建設課	
大石田駅東線道路改良事業	建設課	
上ノ原幹線1号線道路改良事業	建設課	
道路事業(道路改良)	建設課	県営事業負担金
都市計画街路事業	建設課	県営事業負担金
東北中央自動車道整備事業★	建設課	国
主要地方道大石田畠線道路改良事業★	建設課	県
主要地方道新庄次年子村山線道路改良事業★	建設課	県
無電柱化推進事業	建設課	
町道舗装修繕事業	建設課	
橋梁長寿命化修繕計画更新	建設課	
橋梁長寿命化修繕事業	建設課	

小竹 2 号橋架替事業	建設課	
街路灯整備事業	建設課	
街路灯 L E D 化推進事業	建設課	
街路樹剪定事業	建設課	
交通安全施設整備事業	建設課	
道水路維持補修事業	建設課	
道路側溝土砂撤去事業	建設課	
道路構造物及び付属施設補修事業	建設課	
道路事業（側溝整備）	建設課	県営事業負担金
道路台帳整備事業	建設課	
公共施設等適正管理推進事業	建設課	
道路除排雪計画作成	建設課	
流雪溝整備事業	建設課	
鷹巣地区流雪溝整備事業	建設課	
今宿・新町地区流雪溝整備事業★	建設課	
駒籠地区流雪溝整備事業★	建設課	
小菅地区流雪溝整備事業	建設課	
田沢地区流雪溝整備事業	建設課	
里地区流雪溝整備事業	建設課	
消流雪用水導入事業	建設課	
流雪溝維持管理事業	建設課	
流雪溝等管理運営事業	建設課	
消雪施設整備事業	建設課	
町道南通線無散水消雪道路改良事業	建設課	
消雪施設維持管理事業	建設課	
消雪道路管理運営事業	建設課	
防雪柵等整備事業	建設課	
一般県道大石田名木沢線防雪柵整備事業★	建設課	県
一般県道村山大石田線防雪柵整備事業★	建設課	県
雪崩防止柵等整備事業	建設課	
主要地方道大石田畠線流雪溝整備★	建設課	県
一般県道尾花沢大石田線交差点改良★	建設課	県
同上散水消雪施設改良★	建設課	県
道路事業（雪寒関連）	建設課	県営事業負担金
道路除排雪事業	建設課	
生活道路共同除雪事業	建設課	
除雪機械車庫建設事業	建設課	

除雪機械購入事業	建設課	
除雪機械修繕事業	建設課	
除雪システム運用事業	建設課	
<b>5 國土保全</b>		
農村地域防災減災事業	産業振興課	
農業水路等長寿命化・防災減災事業	産業振興課	
鳥獣被害防止総合対策事業	産業振興課	
農山漁村地域整備事業	産業振興課	
多面的機能支払交付金事業	産業振興課	
中山間地域等直接支払交付金事業	産業振興課	
河川改修事業（堤防・護岸整備事業）	建設課	国
河川整備事業（河川改修）	建設課	県
河川流下能力向上対策事業	建設課	国、県
堆積土砂・支障木除去事業	建設課	
最上川親水公園整備事業	建設課	
内水処理施設整備事業	建設課	国
砂防事業	建設課	県
土砂災害対策事業	建設課	県
急傾斜地崩壊対策事業	建設課	県営事業負担金
<b>6 保健医療・福祉</b>		
インフルエンザ等感染症予防対策の強化	保健福祉課	
新型インフルエンザ等対策行動計画更新	保健福祉課	
<b>7 ライフライン・情報通信</b>		
公共施設等総合管理計画更新	総務課	
電算システム整備	総務課	
再生可能エネルギー設備設置者への補助	まちづくり推進課	
水道施設の耐震化・老朽化対策事業	建設課	尾花沢大石田町環境衛生事業組合
簡易水道施設の耐震化・老朽化対策事業	建設課	
応急給水体制等整備事業	建設課	尾花沢大石田町環境衛生事業組合
下水道施設の耐震化・老朽化対策事業	建設課	尾花沢大石田町環境衛生事業組合
農業集落排水施設の耐震化・老朽化対策事業	産業振興課	
合併処理浄化槽設置整備事業	建設課	
<b>8 産業経済</b>		
再生可能エネルギー設備設置者への補助	まちづくり推進課	
<b>9 農林水産</b>		
農山漁村活性化整備事業	産業振興課	
農村地域防災減災事業	産業振興課	

農業水路等長寿命化・防災減災事業	産業振興課	
鳥獣被害防止総合対策事業	産業振興課	
農山漁村地域整備事業	産業振興課	
多面的機能支払交付金事業	産業振興課	
中山間地域等直接支払交付金事業	産業振興課	
環境保全型農業直接支払交付金事業	産業振興課	
産地生産基盤パワーアップ事業	産業振興課	
強い農業・担い手づくり総合支援事業	産業振興課	
横山第一地区農地整備事業	産業振興課	県

## 10 環境

再生可能エネルギー設備設置者への補助	まちづくり推進課	
災害廃棄物処理計画策定	まちづくり推進課	
合併処理浄化槽設置整備事業	建設課	

## 11 リスクコミュニケーション

公共施設等総合管理計画更新	総務課	
指定避難所整備事業	総務課	
備蓄品購入	総務課	
地域防災計画更新	総務課	
防災訓練の実施	総務課	
雪下ろし事故防止広報活動	総務課	
防災訓練の実施	総務課	
要配慮者名簿の更新と個別避難計画作成	総務課	
建設関係団体との災害時協定の更新	総務課	